

(様式第2号)

年 月 日

岡山県知事 殿

氏 名 _____

新規就農研修事業（農業体験研修事業）申請書

就農促進トータルサポート事業実施要領第4の1の農業体験研修事業を受けたいので、健康診断書（別紙2-1）及び岡山県新規就農研修に係る注意事項確認書（別紙2-2）を添付して申請します。

記

1 氏名等

ふりがな	性別	写 真 タテ ヨコ 4 cm × 3 cm
氏 名		
生年月日 年 月 日（満 歳）		
出身都道府県		
現住所（〒 - ）		
携帯電話		
メールアドレス		
帰省先（〒 - ）		
電話 ※帰省先が現住所と同じ場合は、緊急連絡先として上記携帯電話番号以外を記入する		

2 家族構成（本人を除く）

氏 名	続柄	年齢	同居・別居の別	職 業	備 考

3 学歴等

最終学歴	中学校 高等学校 科 年 月 卒業 大学 学部 学科 中退	
区分	年月～年月	会社名・研修先・資格・免許等
職歴	～	
	現在	
	農業法人等への勤務歴 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
農業研修等	～	
資格・免許		

4 農業経営等の検討状況について

家族の同意	1. 作業に協力意向 2. 就農に賛成 3. 就農に反対 4. その他 ()
就農後の労働力	人数 人 (本人 、 、) ※続柄を記入
自己資金	1. 未検討 2. 具体的な額 (百万円)
借入金の有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ※概ね総額50万円以上の場合に記載
農地の保有	<input type="checkbox"/> 自己所有あり <input type="checkbox"/> 賃借あり <input type="checkbox"/> 相続見込みあり <input type="checkbox"/> なし [ありの場合は面積・所在地・地目等を記入]
機械・施設の保有	<input type="checkbox"/> 自己所有あり <input type="checkbox"/> 賃借あり <input type="checkbox"/> 相続見込みあり <input type="checkbox"/> なし [ありの場合は具体的に記入]

※該当するチェックボックスに☑を入れること。

5 体験研修についての検討状況

(1) 研修希望地及び品目

市町村名 () 品目 ()
 ※品目：トマト、もも等、研修生の受入見込一覧表に記載されている品目を記入

個別相談、受入産地等の訪問について

①個別相談 ※管轄の県民局 担当者又は市町 村担当者と実施 すること	日付: 年 月 日 場所:
	対応者:所属 氏名
②受入産地 訪問 ※管轄の県民局 担当者又は市町 村担当者等と実 施すること	日付: 年 月 日 場所:
	対応者:所属 氏名

※ 原則、①、②ともに実施してから申請すること
 ※ 直近2回について記入

(2) 研修希望時期

・第1希望: 年 月～ 年 月のうち1か月

・第2希望: 年 月～ 年 月のうち1か月

※研修期間は1か月程度とする

※研修時期は面接等で受入産地と調整の上決定します

(別紙2-1)

健康診断書

住所	〒		
氏名		生年月日	昭和・平成 年 月 日 (歳)
身長	・ cm	X線 (胸部)	間接撮影・直接撮影 所見
体重	・ kg		
腹囲	・ cm		
視力	左 ・ (・) 右 ・ (・)	既往歴	
聴力	左 右	自覚症状	
血圧	/ mmHg	他覚症状	
医師の 所見			

上記のとおり診断します。

年 月 日

病院名

医師

印

【特記事項】

- 健康診断に記載された情報は、岡山県が実施する新規就農研修（農業体験研修、農業実務研修）の選考等に使用するもので、それ以外の目的に使用するものではありません。
- 申請日から起算して最近1年以内に健康診断（人間ドック等を含む）を受診している場合は、その診断結果の写しを提出することで代用することができる（一部の項目が一致していなくても可とする）。

重要

岡山県新規就農研修(農業体験研修・農業実務研修)に係る注意事項確認書

新規就農研修を希望される方は、以下の注意事項を必ずお読みいただき、ご確認ください。同意する場合は確認欄にチェックを記入し、署名、捺印の上、新規就農研修申請書とともに提出してください。

確認	1 研修の前提
<input type="checkbox"/>	新規就農研修は、地域農業の担い手を育成するために新規就農希望者の独立・自営就農を支援する研修制度です。就農に向けた支援を受けるためには、地域農業の新たな担い手として地域に認められることが必要です。
<input type="checkbox"/>	新規就農研修は、研修受入地域の担い手となる方を支援する制度ですので、農業体験研修を実施した地域で農業実務研修を実施し、同じ地域で新規就農することが前提となります。就農地または品目を変更する場合には、もう一度新しい産地で農業体験研修から実施することが必要になります。
<input type="checkbox"/>	原則、過去に就農を支援するための研修事業(国の就農準備資金、雇用就農資金、本県の農業実務研修など)があります。自治体が行う短期の体験研修などは除く)の対象になったことがある方は、対象外となります。(自身が対象かわからない場合は、事前に問い合わせてください)
確認	2 農業体験研修から農業実務研修への移行について
<input type="checkbox"/>	農業体験研修は、皆さん自身と同時に、皆さんがその地域で農業を職業としていけるかどうかを判断するため、研修める期間です。農業体験研修修了後、農業実務研修へはエスカレーター式に進むのではなく、皆さんと地域の合意ができた場合のみ、進むことができます。
確認	3 農業実務研修に向けての手続
<input type="checkbox"/>	農業実務研修を実施するには、研修前に研修計画の策定が必要となります。研修計画は、就農までのスケジュールに加え、就農5年目までの営農収支計画を作成する内容となります。研修計画は立てればよいものではなく、実現性の高い計画を作成することが重要です。受入地域と話し合い、実現性の高い計画を作成することが重要です。
確認	4 農業実務研修中の研修費について
<input type="checkbox"/>	農業実務研修の研修費については、50歳未満で独立・自営就農する者については国の新規就農者育成総合対策事業(就農資金)で給付し、それ以外の方は、県、市町村及び農協などの研修の事業主体が負担して支給します。研修生が選択することはできません。

確認	5 農業実務研修中の注意事項
<input type="checkbox"/>	皆さんは、自らが経営主となり農業をすることを希望され、研修に応募された方々であり、新規就農研修制度も独立・自営就農者を育成するための研修制度となっています。このため、研修中は皆さんを経営主とする者として扱い、手取り足取り全てを教えようとはしません。与えられた研修をするだけでなく、自ら研修をしていく姿勢が大切です。
<input type="checkbox"/>	農業実務研修は、県、市町村、農協などの研修の事業主体や地元農家が研修費の負担や研修に係る調整、事務手続き等を行っているからそこそそできると忘れないようにしてください。
<input type="checkbox"/>	研修中は、研修指導者の指示に従ってください。また、研修日誌は毎日記帳し、定期的に入農家、研修の事業主体、農業普及指導センターの確認を受けてください。
<input type="checkbox"/>	研修中には就農後の準備をすることが、産地ができていくのは基本的には情報提供までと思つてください。研修修了後に活動してもらうのは皆さんです。経営主となる自覚を持ち、積極的に活動してください。
確認	6 就農準備資金事業及び経営開始資金事業についての注意事項
<input type="checkbox"/>	就農準備資金事業を研修費として受給する場合は、世帯全体の所得を証明する書類の提出が必要です。(世帯全体の所得が600万円を超える場合は、原則、就農準備資金事業の対象にはなりません)
<input type="checkbox"/>	次の場合は、就農準備資金事業の研修費を全額返還することとなります。 ①適切な研修を行っていない場合又は虚偽の申請を行った場合 ②研修修了後1年以内に独立・自営就農又は雇用就農できなかった場合 ③受給期間の1.5倍若しくは2年間のいずれか長い期間、独立・自営就農を継続しない場合 ④就農後5年以内に青年等就農計画などの認定を受けなかった場合 ⑤就農後、受給期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内に、就農状況報告等の報告を定められなかった場合
<input type="checkbox"/>	就農後の経営開始資金事業の受給を希望する場合は、地域計画(農業経営基盤強化促進法第19条1項に規定されるもの)のうち目標地区に位置付けられること、もしくは位置付けられることが確実に見込まれること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること、及び青年等就農計画が認定されること等を満たす必要があります。
<input type="checkbox"/>	就農準備資金事業及び経営開始資金事業については国の制度であるため、条件等が変更となることがあります。
確認	7 就農後の経営状況調査について
<input type="checkbox"/>	研修の実績確認や今後の新規就農関連事業の円滑な推進を図るため、経営状況等について、就農後5年目まで、報告を求めることがあります。
上記の「岡山県新規就農研修(農業体験研修・農業実務研修)に係る注意事項」の内容について、確認し、同意します。	
年 月 日 氏名 (印)	